

◎大和市議会の議員の定数を定める条例逐条解説

地方自治法（昭和22法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、大和市議会の議員の定数は、28人とする。

【解説】

- ・地方自治法第91条により、市町村の議会の議員の定数は、条例で定めることとされています。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行し、同日以後の一般選挙から適用する。

（大和市議会の議員の定数を減少する条例の廃止）

- 2 大和市議会の議員の定数を減少する条例（昭和41年大和市条例第35号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前の大和市議会の議員の定数を減少する条例の規定に基づく議会の議員の定数については、附則第1項の一般選挙までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第22号）

この条例は、公布の日以後初めて行われる一般選挙から施行する。

【解説】

- ・この条例による議員定数は、平成22年9月29日以後に行われる一般選挙から適用されます。具体的には、平成23年4月実施の市議会議員選挙から定数は28人となっています。